

答弁書第一一二号

内閣参質一七一第一一二号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出予断排除の徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出予断排除の徹底に関する質問に対する答弁書

捜査機関においては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百五十六条第六項等における予断排除の原則を踏まえ、裁判員制度の実施後においても、公訴の提起等に当たり、適宜適切に対応していくものと考えている。

